

事 務 連 絡
平成23年12月20日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金の延長について

平素より予防接種行政について、特段のご配慮をいただきありがとうございます。

標記については、各都道府県に基金を設け、平成23年度末までの事業として、市町村が実施する子宮頸がん等ワクチン接種事業に補助を行っているところですが、本日、平成23年度第4次補正予算案が閣議決定され、事業の終期を平成24年度末まで延長するために必要な予算を計上することが盛り込まれました。ついては、現時点で予定している内容でこれまでと取扱いが異なる点を、下記のとおりお知らせいたします。管内市区町村等への周知についてもよろしくお願ひします。

なお、第4次補正予算案については、今後、次期通常国会に提出され、審議が行われることとなっており、未だ成立したものではありませんことを申し添えます。

また、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」（平成22年11月26日健発1126第10号、薬食発1126第3号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）等については、第4次補正予算が成立した後に、改正し、送付する予定です。

記

1. 事業の終期について

平成25年3月31日までに実施するワクチン接種緊急促進事業が対象となります。必要に応じて、条例改正等の必要な規定の整備を行っていただくようお願いいたします。

なお、事業実施主体である市区町村においても、関係規定の整備のほか、接種を行う医療機関との契約更新や健康被害救済のための保険契約更新等を行っていただくことが必要と考えられます。

2. 接種対象者について

対象者は、平成23年度までと同様、以下のとおりです。

(1) 子宮頸がん予防ワクチン

平成24年度において13～16歳となる女子。

※) 例外として、12歳となる女子(小学6年生相当)も対象とすることができます。この場合の助成対象範囲は、最大4学年内までとなります。

※) 17歳となる女子(高校2年生相当)については、平成23年度中に本事業における接種を受けている場合には、対象となります。

(2) ヒブワクチン

2か月齢以上5歳未満の子

(3) 小児用肺炎球菌ワクチン

2か月齢以上5歳未満の子

※) ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン等の同時接種後死亡事例が発生したことを受けて、平成23年3月に接種を一時見合わせたこと、また、子宮頸がん予防ワクチンの供給不足により、接種できない期間があったこと等を踏まえ、引き続き、これまでと同様の接種対象者としました。

3. 追加交付について

国においては、平成24年度に新たに必要となる経費として、第4次補正予算案において約526億円を計上しております。当該補正予算が成立した場合、平成23年度中に追加交付を行う予定ですので、具体的な交付スケジュール等の詳細については、改めて補正予算成立後に、ご連絡いたします。

なお、交付額については、各都道府県における標準的な接種対象者数(平成22年国勢調査において、子宮頸がん予防ワクチンについては、13歳の女子、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、0歳及び1歳の子の数)を基に算定する予定です。

※) 平成24年度分として計上している金額は、平成24年度に新たに標準的な接種対象年齢となる者の接種費用です。子宮頸がん予防ワクチンでは、13歳となる女子(中学1年生相当)に、ヒブワクチンでは、2か月齢以上7か月齢未満の者及び概ね1年の間隔で行われる追加接種対象者(1歳児)に、小児用肺炎球菌ワクチンでは、2か月齢以上7か月齢未満の者及び概ね60日以上の間隔で行われる追加接種対象者(標準として12か月齢から15か月齢の者)に対する接種費用として、約526億円(子宮頸がん予防ワクチン;125億円、ヒブワクチン;175億円、小児用肺炎球菌ワクチン;223億円、事務費;3億円)を計上しています。

4. 平成25年度以降の扱いについて

現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、予防接種制度の見直しについての議論が進められており、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを含む7つのワクチンの定期接種化についても論点の一つとなっております。

厚生労働省としては、引き続き、予防接種部会の議論を踏まえた検討を行うこととしていきます。